五　代理事項
六　選任し、又は解任した年月日
七　事業の名称及び事業の行われる場所
（立入検査証票）

第七十五条　法第四十三条第二項の証票は、様式第三号による。
（建設の事業の保険関係成立の標識）

第七十七条　労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式第四号）を見やすい場所に掲げなければならない。

附　則

（雇用保険の任意加入の申請）

第二条　法附則第二条第一項の規定により、雇用保険の加入の申請をしようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
二　事業の名称、事業の行われる場所、事業の概要、事業の種類及び事業に係る労働者数
三　有期事業にあつては、事業の予定される期間
四　事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号

2　（略）

（暫定任意適用事業についての保険関係消滅の申請）

第三条　法附則第四条第一項の規定により、雇用保険に係る保険関係の消滅の申請をしようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　労働保険番号
二　雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、雇用保険適用事業所番号
三　事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
四　事業の名称、事業の行われる場所、保険関係成立の年月日、事業の概要、事業に係る労働者数、事業の種類及び賃金締切日
五　労災保険法第七条に規定する保険給付の受給者の有無
六　申請の理由

2　（略）

（増加概算保険料の納付に関する暫定措置）

第四条　（略）

2　法附則第五条において準用する法第十六条の規定により納付すべき労働保険料の増加額に関する第二十五条第二項の規定の適用については、同項中「法第十六条」とあるのは「法附則第五条において準用する法第十六条」とする。

様式第一号から様式第九号までを削り、様式第十号を様式第一号とする。
様式第十一号から様式第十三号までを削り、様式第十四号を様式第二号とする。
様式第十五号から様式第二十三号までを削る。
様式第二十四号中「十四」を削り、同様式を様式第三号とする。
様式第二十五号を様式第四号とする。
様式第二十六号及び様式第二十七号を削る。

（新設）
（新設）
（新設）
（立入検査証票）

第七十五条　法第四十三条第二項の証票は、様式第二十四号による。
（建設の事業の保険関係成立の標識）

第七十七条　労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式第二十五号）を見易い場所に掲げなければならない。

附　則

（雇用保険の任意加入の申請）

第二条　法附則第二条第一項の規定により、雇用保険の加入の申請をしようとする事業主は、任意加入申請書（様式第一号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）

2　（略）

（暫定任意適用事業についての保険関係消滅の申請）

第三条　法附則第四条第一項の規定により、雇用保険に係る保険関係の消滅の申請をしようとする事業主は、保険関係消滅申請書（様式第二十七号）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）

（新設）
（新設）

2　（略）

（増加概算保険料の納付に関する暫定措置）

第四条　（略）

2　法附則第五条において準用する法第十六条の規定により納付すべき労働保険料の増加額に関する第二十五条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「法第十六条」とあるのは「法附則第五条において準用する法第十六条」とする。